

日本文化人類学会 課題研究懇談会 規程

2012年4月22日制定

(趣旨)

第一条

日本文化人類学会（以下「学会」という）は、会員相互の研究交流を促進するとともに、学会を越えた外部の研究者との研究交流を促進し、その研究活動成果を広く学界や社会に周知・還元していくことを目的とし、課題研究懇談会を設置する。

(設置及び名称)

第二条

学会は、「課題研究懇談会」設置規則（2011年6月11日制定）に則り、課題研究懇談会を設置する。

二 各課題研究懇談会は、設置申請書に記載され、理事会の承認を経た名称を正式名称とする。

三 各課題研究懇談会は、設置申請書に記載された代表者を正式代表者とする。

四 各課題研究懇談会の活動期間は、原則として4年間とする。

(事業)

第三条

各課題研究懇談会は、第一条の設置趣旨にもとづき、次の事業を行う。

1. 課題研究懇談会の開催
2. ホームページやメーリングリスト等の運用及び学会誌『文化人類学』の「資料と通信」による情報の発信
3. その他設置趣旨に照らして必要な事業

(運営)

第四条

理事会は、理事会内に課題研究懇談会担当理事を置き、課題研究懇談会との連絡調整を担当させる。

二 各課題研究懇談会の代表者は、その円滑な運営をはかるため、当該課題研究懇談会の内部に、庶務、会計などからなる役員会を構成し、規約を独自に定めることができる。役員会の構成と規約は、理事会に報告しなければならない。

三 各課題研究懇談会の代表者は、各年度末に所定の様式に基づいた活動報告書と次年度の活動計画書を会長に提出しなければならない。

(会計)

第五条

課題研究懇談会の運営にかかわる経費は、学会の本会計より支出する。

二 本会計によって充当される経費の用途は、次のとおりとする。

1. 課題研究懇談会開催のための会場費
2. 課題研究懇談会開催にあたって必要とされる交通費・謝金
3. 課題研究懇談会開催にともなう文具代、通信費、印刷・コピー代等の諸経費
4. 各課題研究懇談会で運用するホームページやメーリングリスト等の維持管理費
5. その他必要に応じて理事会が認めたもの

なお、懇親会費等の飲食費にこの経費を当てることはできない。

三 各課題研究懇談会の代表者は、各年度末に所定の様式に基づいた会計報告書を会長に提出しなければならない。

(雑則)

第六条

本規程の改定は理事会の議によるものとする。

附則

本規程は2012年4月22日から施行する。